

フィリピン

商標規則

商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則

2017年7月7日版

目次

第1部 商標及びサービスマークの登録

- 規則 100 表題
- 規則 101 定義
- 規則 102 登録要件
- 規則 103 標章が周知であるか否かを決定するための基準
- 規則 104 商号又は事業上の名称

第2部 商標に係わる権利

- 規則 200 商標の取得方法
- 規則 201 国際条約及び相互主義
- 規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎
- 規則 203 優先権を主張する出願の要件
- 規則 204 実際の使用の宣言を提出するための期間
- 規則 205 3年目のDAUを提出するための期間の延長，許可される場合
- 規則 206 更新DAU
- 規則 207 DAUの提出に対して免除されない通知の欠如
- 規則 208 DAUの内容
- 規則 209 関連分類についての実際の使用の効力
- 規則 210 実際の使用の証拠
- 規則 211 不使用の宣言
- 規則 212 DNUを提出するための期間
- 規則 213 DNUの様式及び内容

第3部 商標を出願することができる者

- 規則 300 出願人
- 規則 301 譲渡された商標
- 規則 302 代理；送達宛先
- 規則 303 出願人は代理人に代理させることができる
- 規則 304 委任状又は授權状
- 規則 305 出願人の死亡，心神喪失又は無能力
- 規則 306 署名その他自己を特定するための手段

第4部 商標出願

- 規則 400 出願要件

- 規則 401 庁の出願様式
- 規則 402 商標の複製
- 規則 403 ラベルの提出
- 規則 404 翻訳／翻字
- 規則 405 商品及びサービスの分類
- 規則 406 広義の用語
- 規則 407 商品及び／又はサービスに対する単一の登録
- 規則 408 出願の分割又は併合

第 5 部 出願日

- 規則 500 出願日
- 規則 501 出願番号及び出願日

第 6 部 登録出願の審査手続

- 規則 600 一方的に行われる出願；抗議
- 規則 601 審査の順序；優先処理
- 規則 602 審査官の管轄権
- 規則 603 出願の審査；審査官による処分
- 規則 604 権利の部分放棄
- 規則 605 審査官との面接；面接が許可されない場合
- 規則 606 応答期間，出願人による行為
- 規則 607 原本以外の通信
- 規則 608 再審査
- 規則 609 最終処分
- 規則 610 放棄；不完全な応答
- 規則 611 放棄とされた出願の回復
- 規則 612 4 月よりも短い期間；延長請求を行う時期
- 規則 613 審査官による処分の停止
- 規則 614 優先権主張を伴う出願の許可
- 規則 615 明示の放棄
- 規則 616 出願の補正
- 規則 617 商標又は商品及び／若しくはサービスの補正
- 規則 618 補正の方法
- 規則 619 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止

第 7 部 公告，許可及び登録証の発行

- 規則 700 IPO 電子公報における公告；審査官の管轄権の終了
- 規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すように請求することができる。
- 規則 702 異議申立のための公告；公告前に秘密な出願
- 規則 703 出願の許可及び登録証の発行

第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 与えられる権利

規則 801 存続期間

規則 802 登録証

規則 803 登録証の内容

第 9 部 商標の使用

規則 900 異なる形状での商標の使用

規則 901 登録に係る類に属する商品についての商標の使用

規則 902 関連会社による商標の使用

規則 903 商標を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用

第 10 部 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消，補正，権利の部分放棄，誤りの訂正

規則 1000 審査官の管轄権

規則 1001 登録人の申請による取消

規則 1002 登録の補正又は権利の部分放棄

規則 1003 庁によりなされた誤りの訂正

規則 1004 出願人によりなされた誤りの訂正

規則 1005 権利放棄，取消，補正，登録簿からの削除，権利の部分放棄及び訂正は公告される

第 11 部 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録商標に係わる権利に影響するその他の制度；登録の分割

規則 1100 出願及び登録の譲渡及び移転

規則 1101 譲渡又は移転の様式

規則 1102 譲渡又は移転の記録

規則 1103 原本で提出されるべき，譲渡書，登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文

規則 1104 書類の記録日

規則 1105 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない

規則 1106 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる

規則 1107 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可

規則 1108 登録の分割又は併合

規則 1109 原登録証の取消及び登録移転証の発行

規則 1110 登録移転証の内容

第 12 部 登録の更新

規則 1200 更新請求

規則 1201 更新請求の提出時期

- 規則 1202 審査官の管轄権
- 規則 1203 記録上の非居住代理人による更新
- 規則 1204 引き渡されるべき共和国法律第 166 号法に基づいて発行された登録証
- 規則 1205 更新登録の拒絶；局長への不服申立
- 規則 1206 登録更新証

第 13 部 申請及び不服申立

- 規則 1300 審査官の職務の内容
- 規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分適切性を問う局長への申請
- 規則 1302 局長への不服申立
- 規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果
- 規則 1304 申請又は不服申立の期間及び方法
- 規則 1305 不服申立人の準備書面が必要
- 規則 1306 審査官の答弁
- 規則 1307 不服申立人の応答
- 規則 1308 長官への不服申立

第 14 部 その他

- 規則 1400 IP 法の施行日に係属中の出願
- 規則 1401 登録の存続期間
- 規則 1402 共和国法律第 166 号に基づいて付与された登録の更新の存続期間
- 規則 1403 1998 年 1 月 1 日に存続していた登録
- 規則 1404 廃止条項
- 規則 1405 可分性
- 規則 1406 施行

第1部 商標及びサービスマークの登録

規則100 表題

本規則は、「2017年商標規則」と称する。

規則101 定義

別段の定めがない限り、次の用語は、本規則に規定する意味を有する。

- (a) 「局」とは、フィリピン知的財産権庁の商標局をいう。
- (b) 「団体標章」とは、登録出願においてそのように特定され、かつ、出所その他の共通の特性を識別することができる可視標章をいう。共通の特性には、団体標章の登録所有者の管理の下にその標章を使用する個々の企業の商品又はサービスの質を含める。
- (c) 「通信」とは出願日要件の順守を除き、局に提出された応答を意味する。
- (d) 「管轄当局」であって標章が周知であるか否かを決定することを目的とするものは、裁判所、長官、法務局長をいう。
- (e) 「局長」とは、商標局長をいう。
- (f) 「長官」とは、フィリピン知的財産権庁の長をいう。
- (g) 「審査官」とは、商標審査官又は商標局の上級職員若しくは一般職員であって、登録出願又はその更新を審査する権限を与えられた者をいう。
- (h) 「IP法」とは、フィリピン知的財産法とも称する共和国法律第8293号をいう。
- (i) 「IPO公報」とは、知的財産権庁の電子的刊行物であって、IP法に基づき公告が必要なすべての事項を公告するものをいう。
- (j) 「標章」とは、企業の商品を識別することができる可視標章(商標)又はサービスを識別することができる可視標章(サービスマーク)をいい、商品のマーキングされた容器を含む。
- (k) 「IPOPHL」とは、フィリピン知的財産権庁をいう。
- (l) 「規則」とは、当該規則及び商標局長が作成して長官が承認する後続規則をいう。
- (m) 「商号」とは、企業を特定し又は識別する名称又は表示をいい、事業識別名とも称する。
- (n) 「翻訳」とは文書を他の言語の文書に変換することをいう。
- (o) 「翻音」とは、ある言語の単語、文字又は記号を、別の言語又はアルファベットの対応する単語、文字又は記号に変換することをいう。

規則102 登録要件

標章が次に該当する場合は、登録を受けることができない。

- (a) 反道徳的、欺瞞的若しくは中傷的な要素又は存命しているか死亡しているかを問わない個人、団体、宗教若しくは国の象徴を傷付け又はこれらとの関連があるかのように示唆し又はこれらを侮辱し又はこれらに悪評を立てる虞がある要素からなるもの
- (b) フィリピン、フィリピンの行政区分若しくは外国の旗、紋章その他の記章又はこれらの類似物からなるもの
- (c) 存命中の特定の個人の名称、肖像若しくは署名からなる標章(ただし、その者の承諾を得ている場合を除く)又はフィリピンの故大統領の名称、署名若しくは肖像からなる標

章(ただし、未亡人がいる場合は、その存命中に限る。また、未亡人の書面による承諾を得ている場合を除く)からなるもの

(d) 他の所有者に帰属する登録商標又は先の出願日若しくは優先日を有する商標と同一であり、かつ、次の何れかに該当する標章であるもの

(i) 同一の商品又はサービスに係るもの

(ii) 密接に関連する商品又はサービスに係るもの、又は

(iii) 誤認させるか又は混同を生じさせる虞がある程に似ているもの

(e) 登録出願人とは別の者の標章として、フィリピンにおいて登録されているか否かを問わず、国際的に及びフィリピンにおいて周知であるとフィリピンの権限のある当局により認められた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳である標章であって、かつ、同一又は類似の商品又はサービスに使用するものであるもの。ただし、標章が周知であるか否かを決定するに当たっては、広く一般公衆に知られていることではなく、関係する公衆に広く知られていること、また、当該標章を普及させた結果としてフィリピンで広く知られていることについて考慮する。

(f) その登録出願の対象とする商品又はサービスに類似していない商品又はサービスを対象としてフィリピンにおいて登録され、かつ、前項に基づいて周知とみなされた標章と同一であるか若しくは混同を生じさせる程に類似しているか又はそのような標章の翻訳であるもの。ただし、当該標章の当該類似していない商品又はサービスについての使用が、当該類似していない商品又はサービスと登録商標の所有者との間の関連性を示唆し、かつ、登録商標の所有者の権利が当該使用により害される虞がある場合に限る。

(g) 商品又はサービスについて、特に性質、品質、特性又は地理的原産地について、公衆を誤認させる虞があるもの。

(h) 指定する商品又はサービスにとって一般的な標章のみからなるもの

(i) 日常の言語又は善意の、かつ、確立された商業上の慣行において当該商品又はサービスを示すために通例又は一般的になっている標章又は表示のみからなるもの

(j) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造又はサービスの提供の時期その他の特性を示すために商業上用いられる標章又は表示のみからなるもの

(k) 技術上の要因に又は商品自体の性質若しくは商品の固有の価値に影響する要因に不可欠である形状からなるもの

(l) 色彩のみからなるもの。ただし、形状により定義される場合はこの限りでない、又は

(m) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの

(j)、(k)及び(l)にいう標章又は図案に関しては、登録を求める商品又はサービスについての識別性をフィリピンにおいて商業上使用した結果として有するようになった如何なる標章又は図案も、登録することを妨げられない。出願人が識別性の主張をする日より前の5年にわたってフィリピンで当該標章を商業上実質的に独占的かつ継続的に使用していたことを証明した場合は、庁は、これを、出願人が商品又はサービスについて商標を商業上使用して識別性を有するに至ったことの一応の証拠として認めることができる。標章を適用する商品又はサービスの内容は、登録に対する障害とはならない。

規則 103 標章が周知であるか否かを決定するための基準

標章が周知であるか否かを決定するに当たり、次の基準の 1 又はこれらを複合させた基準を考慮に入れることができる。

- (a) 標章が使用された期間、程度及び地理的区域、特に、標章が適用される商品及び／又はサービスの展示会又は博覧会における広告又は宣伝及び発表を含む標章の販売促進の期間、程度及び地理的区域
- (b) 標章が適用される商品及び／又はサービスのフィリピン及び他の国における市場占有率
- (c) 標章に固有の又はこれが獲得した識別性の度合
- (d) 標章が獲得した品質についてのイメージ又は評判
- (e) 標章が世界で登録されている程度
- (f) 標章が達成した世界における登録の排他性
- (g) 標章が世界で使用されている程度
- (h) 標章が達成した世界における使用の排他性
- (i) 標章に帰せられる世界における商業的価値
- (j) 標章に係わる権利が有効に保護された記録
- (k) 標章が周知標章であるか否かの争点を扱う訴訟の結果、及び
- (l) 同一の又は類似の商品又はサービスについて有効に登録され又はこれらに使用され、かつ、自己の標章を周知標章であると主張する者以外の者に所有される同一の又は類似の標章の有無

規則 104 商号又は事業上の名称

名称は、その性質により又はその使用により公の秩序又は善良の風俗に反することとなる場合、かつ、特にこれらにより特定される事業の性質について当業界又は公衆を誤認させる虞がある場合は、商号として使用することができない。

商号を登録する義務を規定する法律又は規則に拘らず、商号は、登録の前であるか又は登録がなされていない場合であっても、第三者が犯す違法行為に対して保護される。特に、第三者による商号の後の使用は、それが商号、商標又は団体標章か否かを問わず又は公衆が混同する虞がある類似の商号又は商標であるか否かを問わず、違法であるとみなす。

IP 法第 153 条から第 156 条まで並びに第 166 条及び第 167 条に規定する商標の取消及び侵害に対する救済は、商号に適用する。

商号の所有者に係わる変更は、その商号によって識別される事業又はその一部の移転とともにしなければならない。ただし、当該移転又は譲渡は、特に商標が適用される商品又はサービスについての性質、出所、製造方法、特徴又は用途に関して、公衆が混同する虞がある場合は無効とする。

第 2 部 商標に係わる権利

規則 200 商標の取得方法

商標に係わる権利は、法律に従って正当に設定された登録によって取得される。

規則 201 国際条約及び相互主義

フィリピンが締約国である知的所有権若しくは不正競争の防止に関する条約若しくは協定の締約国である国又は法によりフィリピン国民に相互主義的権利を与える国の国民又はこれらの国に住所を有するか若しくは現実かつ真正の産業上の営業所を有する者は、知的財産法によって知的所有権の所有者に与えられる権利に加えて、これらの条約又は相互主義法の規定に効力を与えるために必要な範囲において恩恵を受ける権利を有する。このような者の商標の登録は、母国における登録とは無関係とし、フィリピンにおけるか当該登録の存続期間、有効性又は移転は、IP 法及び本規則に準拠する。

規則 202 優先権；優先権を主張するための基礎

規則 201 にいう者によってそれらの外国の 1 において先に商標登録出願が正当に提出された場合に、その者によって同一の標章についてフィリピンにおいて提出された登録出願は、当該出願を当該外国において最初に提出した日に提出されたものとみなされることとする。

本条規則に規定する者によるフィリピンにおける商標の登録は、当該出願人の母国において当該商標が登録されるまでは付与されない。ただし、その商標は、異議申立の対象とする目的での IPO 公報への公告については許可できるが、当該商標が出願人の母国において登録されていることが確認されるまで、当該公告は保留される。出願人の母国とは、当該出願人が国籍を有し、住所を有し又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する国である。

本条規則の如何なる規定も、本規則に基づき付与された登録の所有者に対して、その商標がフィリピンにおいて登録された日前になされた行為について訴訟を提起する権利を与えるものではない。ただし、前記にも拘らず、フィリピンにおいては登録されていない周知標章であって IP 法及び本規則に定義するものの所有者は、法に基づく他の救済をそれ自体で利用する権利を害されることなく、同一であるか又は混同を生じさせる程に類似する商標に対して、その登録に異議を申し立て、その登録の取消を申請し又は不正競争に係る訴訟を提起することができる。

同様の方法において、かつ、同一の条件及び要件に従うことを条件として、優先権は、同一の外国において正規に提出した後日の出願を基礎とすることができる。ただし、当該後日の出願の前に提出され、かつ、優先権の基礎とされていた如何なる外国出願も、公衆の閲覧のために公開されることなく、かつ、如何なる権利も残すことなく取り下げられ、放棄され又はその他の処置がなされており、また、優先権主張の基礎として用いられておらず、かつ、その後も優先権主張の基礎として用いられない場合に限る。

規則 203 優先権を主張する出願の要件

優先権を主張する出願は、最先の外国出願が提出された日から 6 月以内に提出されなけ

ればならない。出願及び／又は登録の事実が最先の出願が提出された外国知的所有権局の公的なウェブサイトから確認可能である場合には、出願人は、優先権主張の基礎をなす外国出願又は登録の認証謄本を提出することを要求されない。さもなければ、出願人は、外国登録の写真複写及び必要な場合はその英語翻訳文を、規則 615 に基づいて定められた延長に従うことを条件として、それらのものを要求する審査官からの処分通知の郵送日後 6 月以内に、提出することを要求される。

規則 204 実際の使用の宣言を提出するための期間

庁は、出願の提出時に、商業的使用についての如何なる証明も要求しない。すべての出願人又は登録人は、商標の実際の使用の宣言(DAU)を、その旨の証拠を添えて、かつ、定められた手数料の納付を伴って、以下の期間に提出する。

- (a) 出願の提出日から 3 年以内、
- (b) 登録の第 5 周年日から 1 年以内、
- (c) 更新日から 1 年以内、
- (d) 各更新の第 5 周年日から 1 年以内、

さもなければ、出願は登録を拒絶され又は登録商標は、局長によって登録簿から抹消される。

規則 205 3 年目の DAU を提出するための期間の延長、許可される場合

出願の提出日から 3 年以内に提出することを要求される DAU については、出願人又は登録人による請求時に、6 月の延長期間を付与することができるが、当該請求が、3 年の期間の満了前になされ、かつ、所定の手数料が納付される場合に限る。商標の実際の使用は、延長された期間内に開始することができる。手数料は、DAU の提出日又は書類提出のための期間延長の請求日に納付されなければならない。納付日は、DAU の提出日とみなされる。

規則 206 更新 DAU

2017 年 1 月 1 日以降を更新期限とする登録商標については、更新請求の提出日に拘らず、規則 204(c)にいう DAU の提出は、登録維持の目的のために必要とされる。

規則 207 DAU の提出に対して免除されない通知の欠如

庁は、DAU の適時な提出に関して、出願人／登録人に対して、通知又は勧告を発することができ、IPO ウェブサイトで公告するか又は適切となり得るその他の代替的な態様によって広めることができる。ただし、当該通知又は勧告の欠如は、出願人又は登録人に対して、所定期間内に DAU を提出することの免除となるものではない。出願人又は登録人が適時の方法で必要な DAU を提出しない場合、庁は、商標を登録簿から抹消し又は係属出願の登録を拒絶する。

規則 208 DAU の内容

宣言は宣誓に基づくものとし、出願人若しくは登録人(法人の場合には権限を有する役員)又は代理人若しくは権限を与えられた代理人によって提出される。宣言は、1 つの出願又は登録のみについて言及しなければならず、かつ、以下を含んでいなければならない

い。

- (a) 出願人又は登録人の名称及び宛先,
 - (b) 商標がフィリピンにおいて実際に使用されている旨の宣言,
 - (c) 商標が使用されている商品及び／又はサービスの一覧, 及び
 - (d) 製品が販売され又はサービスが提供される 1 又は複数の事業所の名称及び宛先。商品又はサービスがオンライン購入のみで入手できる場合には, ウェブサイトは, 事業所又は販売店の名称又は宛先の代わりにの様式で表示されなければならない。
- 出願人又は登録人は, 出願又は登録に記載された商標がフィリピンにおいて実際に使用されていることを示すために, その他の事実を含ませることができる。

規則 209 関連分類についての実際の使用の効力

同一分類における一部の商品及び／又はサービスの実際の使用は, 商品及びサービスの分類全体についての使用を構成する。1 の分類についての実際の使用は, 関連分類についての使用とみなされる。一部の分類が宣言において対象とされていない場合は, 実際の使用に係る後日の宣言を, 最初の宣言に含まれていない商品又はサービスのその他の分類について提出することができるが, その後日の宣言が, 3 年の期間内又は宣言提出のための期間延長が適時になされた場合には, その延長期間内に提出される場合に限る。商品又はサービスのその他の分類についての実際の使用に係る後日の宣言が所定の期間内に提出されない場合には, 当該分類は, 出願人又は登録人宛の通知を必要とせずに, 出願又は登録から自動的に脱落される。

規則 210 実際の使用の証拠

以下は, 商標の実際の使用に係る証明として受理される。

- (a) 商標に使用されているラベル,
- (b) フィリピンにおいて商品が販売され又はサービスが提供されていることを明瞭に示すウェブサイトからダウンロードされたページ,
- (c) 実際に使用されているときの商標を付した商品又は商品のマーキングされた容器及びサービスを提供される 1 又は複数の事業所の(普通紙に印刷されたデジタル写真を含む)写真,
- (d) フィリピンにおいて販売されている商品又は提供されているサービスにおける商標の実際の使用を示す小冊子又は広告資料,
- (e) 商品が市場で販売され又はサービスがフィリピン内で利用可能であることを示す, 商品の販売若しくは提供されるサービスの領収証若しくは請求書又はその他の類似な使用の証拠,
- (f) 商標の使用を示すサービスに係る契約書の写し。

局長は, 使用の受理可能な証拠及び庁が受理していないものの一覧を随時発行することができる。

規則 211 不使用の宣言

出願人又は登録人は, 認可されるときには, DAU の代わりに, 不使用に係る 1 又は複数の理由及び弁明を示す不使用の宣言(DNU)を提出する。商標の不使用は, それが商標所有者

の意思に係わりなく生じる状況によるものである場合は、免除できるが、資金不足による商標の不使用は、免除されない。

商標の不使用は、以下の場合には、免除することができる。

(a) 出願人又は登録人が、商品を市場に出すこと又はサービスを提供することに先立って別の政府機関によって課せられた要件のために、商標を商業上使用することを禁止される場合、

(b) 禁止命令又は差止が、法務局、裁判所又は商標の使用を禁止する準司法的団体によって発せられた場合、又は

(c) 商標が、異議申立又は取消事件の対象となっている場合。

規則 212 DNU を提出するための期間

DNU を提出するための期間は、以下のとおりである。

(a) 出願の提出日から 3 年以内。ただし、出願人又は登録人によって 3 年の期間の満了前になされ、かつ、所定の手数料が納付されている請求の時点で、6 月の延長期間を付与することができる、又は

(b) 登録商標又は実行中の出願の対象商標の使用が係属中の訴訟によって中断又は停止されている場合には、規則 204 に記述された所定の期間内。

直前の(b)に属する場合を除き、商標の不使用は、合計 6 年を超える期間にわたっては許可されない。この適用上、登録の第 5 周年日から 1 年以内に実際の使用が開始され、かつ、DAU が提出されなければならない、さもなければ、庁は、規則 207 に基づき、当該商標を登録簿から抹消する。

規則 213 DNU の様式及び内容

DNU は、宣誓に基づかなければならず、かつ、商標を商業的に実際に使用することを禁止する事実について明白に記述しなければならない。すべての分類に対応する手数料が宣言書の提出時に納付されなければならない。

第3部 商標を出願することができる者

規則 300 出願人

出願人は、自然人又は法人とする。

すべての商標出願は、出願書類に署名することができる出願人の名称においてしなければならない。出願人が複数の場合は、出願人全員を出願人として記名しなければならないが、いずれか1人が、出願人全員のために、かつ、その代理として出願書類に署名することができる。

規則 301 譲渡された商標

商標における権利全体が譲渡された場合は、出願は、譲受人の名称で行うことができ、譲受人が出願書類に署名することができる。譲受人が法人の場合は、その役員が当該法人の代理として出願書類に署名することができる。権利の持分又は分割されていない権利の場合は、各共有者が出願書類に署名する。

規則 302 代理；送達宛先

出願人が、フィリピンに住所を有さず又はフィリピンにおいて現実かつ真正の商業上の営業所を有していない場合、当該出願人は、当該商標に影響する手続に係る通知又は令状の送達を受けるフィリピンに在住する代理人を、書面で指定しなければならない。代理人の名称及び宛先を明示する当該書面による書類は、庁からの通知がなくても、出願日から2月以内に、提出する。

当該通知及び／又は令状は、その謄本を、提出された最後の指定において特定されている宛先に配達することにより指定される者宛に送達することができる。最後の指定における所定の宛先にそのように指定された者が存在しない場合は、当該通知又は令状は、局長宛に送達することができる。

権限を与えられた代理人又は代理人の選任に関する後日の如何なる変更も、書面でなされ、必要な書類を庁に提出し、かつ、所定の手数料を納付しなければならない。

規則 303 出願人は代理人に代理させることができる

商標の所有者は、代理人又は代表者なしでも出願することができるが、代理人又は権限を与えられたその他の者に代理させることができる。

規則 304 委任状又は授權状

出願をするときは、委任状又は授權状を必要としない。ただし、庁は、出願又は登録について最初の行為又は更なる行為をすることの許可を与える事前の委任状又は授權状を、通知のときから2月以内に提出することを代理人又は他の認められた者若しくは授權代理人に要求することができる。代理人は、復代理人又は準代理人を、本人の書面による授權がある場合にのみ指名することができる。ただし、復代理人が復々代理人を指名することは認められない。

規則 305 出願人の死亡，心神喪失又は無能力

出願人が死亡したか，心神喪失したか又は他の理由で無能力になった場合は，当該死亡したか，心神喪失したか又は無能力になった出願人の法定遺言執行人，遺産管理人，後見人，財産管理人又は代理人は，出願人の相続人及び権利承継人の代理として，出願を遂行することができる。

規則 306 署名その他自己を特定するための手段

署名を要する場合は，序は，次のものを認める。

(a) 手書の署名

(b) 印刷又は押印した署名，印章の使用等により手書の署名に代えたその他の形式による署名の使用。ただし，印章を使用する場合は，文字表記による署名人の名称を付記する。

(c) 後に公布されるデジタル署名

前項にいう署名その他自己を特定するための手段については，当該署名が登録の権利放棄に係わる場合を除き，認証，公証，検認，公認その他の証明を必要としない。

第4部 商標出願

規則 400 出願要件

すべての出願書類は局長宛としなければならない、フィリピン語又は英語によるものとし、かつ、次の事項を記載しなければならない。

- (a) 登録を求める願書
- (b) 出願人の名称、宛先及びその他連絡先詳細
- (c) 出願人が国民であるか又は住所を有する国の名称、出願人が現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する場合は、当該事業所がある国の名称
- (d) 出願人が法人である場合は、当該法人がその設立と存続の基礎とする法律
- (e) 出願人がフィリピンに住所を有していない場合は、フィリピンに住所を有する代理人(審査官が委任状を要請する場合あり)の指定
- (f) 出願人が先の出願に基づいて優先権を主張する場合は、次の表示を伴った当該先の出願の優先権を主張する申立
- (i) 当該先の出願がなされた国内官庁が属する国の名称又はその出願が国内官庁ではない官庁になされた場合は、当該官庁の名称
- (ii) 当該先の出願がなされた日
- (iii) 入手することができる場合は、当該先の出願の出願番号
- (g) 出願人が当該商標の識別上の特徴として色彩を請求する場合は、その旨の陳述並びに請求する色彩の名称及び当該商標のうちで当該色彩が付される主要部分の表示
- (h) 当該商標が立体商標である場合は、その旨の陳述
- (i) 本規則及び公布される可能性のある後日の発令に規定する当該商標の複製及び複写
- (j) 本規則に規定する当該商標又はその一部の翻字又は翻訳
- (k) 登録を求める商品又はサービスのニース分類に従った分類による名称及びその分類により商品又はサービスが属するニース分類の番号
- (l) 出願が団体標章に係るものである場合は、その旨の指定
- (m) 出願人又はその代理人による署名又はこの者を特定する他の表示

規則 401 庁の出願様式

庁は、標準的な出願様式(電子的様式又は印刷様式)を作成し、利用に供する。印刷様式は、出願人及び他の者が印刷費用を負担する。

規則 402 商標の複製

商標の1の複製は、出願人の商品及び/又はサービスについて又は関連して実際に使用される又は使用することが意図される商標を実質的に表示する出願の提出時に、提出する。その複製は、出願様式に添付若しくは貼付されるか又は普通ボンド紙に印刷される。その複製は、明瞭かつ判読可能であり、黒色のインク又は色彩が請求されている場合は色彩で印刷され、かつ、IPOの電子公報に公告される際に、明瞭に複製可能なものとしなければならない。同様に、電子複製を、印刷複製に代わりに、提出することができる。電子複製は、JPEG形式によるものでなければならない、1メガバイトを超えてはならない。文字商標の場合又は図案、レタリング様式、色彩、発音記号又は通常でない句読符号のよ

うに特殊な特徴がない場合は、その商標は、標準字体で表示されなければならない。複製される商標の明細は、出願様式で表示され及び／又はウェブサイト上で公告される。ただし、本条規則の規定は、出願日付与の適用上、出願を完全なもののみならずか否かを判断するうえで、弾力的に解釈される。

規則 403 ラベルの提出

出願人は、商品に実際に使用しているか又は使用しようとしているラベル若しくはラベルのコンピュータプリントアウトを提出することができる。

保護されることを意図した商標は、医薬品について法律が求める場合を除いて、商品の普通名称に比べて大きく、かつ、目立つものでなければならない。

規則 404 翻訳／翻字

商標又はその一部が外国の語、文字及び字体又は外国の音である場合は、当該商標又はその一部の翻訳又は翻字を出願に添えなければならない。

規則 405 商品及びサービスの分類

出願人は、登録を求める商品及び／又はサービスを、ニース分類表の分類に従って群にまとめて、各群の商品又はサービスが属する分類の分類番号とともに表示しなければならない。ニース分類表は、世界知的所有権機関(WIPO)によって発行された最新版に属する。ニース分類表の以前の版に基づいて分類された登録商標の商品及び／又はサービスは、登録の更新時に、再分類が分類の追加をもたらす場合には所定の手数料を納付することを条件として、当該分類表の最新版に合わせて、審査官によって再分類される。当該再分類は、登録更新前に登録人によって請求され、かつ、当該請求の審査後及び適切な手数料の納付後に、庁によって許容されることもできる。

庁は、他の用語をニース分類表の分類の何れかに基づいて分類できる限り、それらの他の用語を受理する旨を宣言する。

規則 406 広義の用語

何れの出願においても、商品、事業又はサービスを特定する際に広義の用語を使用することは認められない。しかしながら外国登録に基づいている出願の出願人は、当該外国登録が商品及び／又はサービスを特定する際に広義の用語を使用しているあらゆる場合に、当該外国登録の対象である商品を特定することを要求される。分類標目は認められるが、それらの分類標目は、記述されている商品及び／又はサービスのみを対象とし、当該分類に基づく商品及び／又はサービスのすべては対象としないものであり、また、それらの分類標目が商品及び／又はサービスの性質に関して誤解させないことを条件とする。

規則 407 商品及び／又はサービスに対する単一の登録

1 の出願は、ニース分類表の 1 の分類に属するか又は幾つかの分類に属するかに関係なく、幾つかの商品及び／又はサービスに関連することができる。ニース分類表の幾つかの分類に属する商品及び／又はサービスが 1 の出願に含まれる場合、当該出願は、1 の登録を生じる。

規則 408 出願の分割又は併合

「当初の出願」と呼称される複数の商品及び／又はサービスの幾つかの分類に言及する出願は、出願人によって、「分割出願」と呼称される 2 以上の出願に分割することができ、その分割は、当初の出願において言及されている分類を 2 以上の出願間で分けることにより、行うことができる。ただし、1 の類は、商品及び／又はサービスが異なる分類に属すると審査官が判断する場合を除いては、更に分割してはならない。

分割出願の請求は、異議申立のための商標の公告に先立つ時点で、提出しなければならない。序は、当該請求を対応する手数料の納付を伴って受領したときには、それに準じて、分割出願に出願番号を付与するが、出願日は、当初の出願の出願日と同一である。

出願人による請求及び対応する手数料の納付時に、外国出願／登録に部分的に基づき、かつ、外国出願又は登録には含まれていない商品及び／又はサービスの 1 又は複数の分類を対象としている局地的に提出された多分類の出願は、以下のように分割される。

(a) 条約による優先権の対象とされている商品／サービスの 1 又は複数の分類を伴う出願、及び

(b) 条約による優先権の対象とされていない商品／サービスの 1 又は複数の分類を伴う出願。

外国出願／登録に含まれる商品／サービスの 1 又は複数の分類を対象とする 1 又は複数の分割出願は、条約による優先権の利益を維持する。外国出願／登録には含まれていない商品／サービスの 1 又は複数の分類を対象とする 1 又は複数の分割出願は、当初の出願の出願日を有する。

同一の出願人に属する別々の出願を併合するための請求は、異議申立のための商標の公告より前の時点で、提出することができる。併合のための書面による請求は、所定の手数料の納付を伴って、出願人によって提出される。

第 5 部 出願日

規則 500 出願日

優先権に関する規定に従うことを条件として、ある出願の出願日は、所定の手数料並びに次の内容及び事項を英語又はフィリピン語で記載したものを庁が受領した日とする。

- (a) 所定の様式又はオンライン出願による商標登録出願
- (b) 出願人の特定
- (c) 出願人又は代理人(代理人がいる場合)と通信するのに十分な情報
- (d) 登録を求める商標の複製、及び
- (e) 登録を求める商品又はサービスの一覧

規則 501 出願番号及び出願日

商標の登録要件の審査を開始する前に、審査官又は局長が権限を与えるその他の職員は、出願が本規則に定める出願日の付与に係る要件を満たしているか否かについて審査する。出願が出願日の付与に係る要件を満たしていない場合は、局は、出願人にその旨を通知し、出願人は、通知の郵送日から 2 月以内に、出願を要求通りに完全にするか又は訂正しなければならない。そうしなかった場合は、出願は、なかったものとみなされる。

出願手数料及びその他の特定事項を庁が受領した時点で、出願が出願日付与に係る要件が満たされていない場合は、付与していた出願日を取り消し、新しい出願日を庁の記録に記入する。新しい出願日は、出願人への通知で定めた通りに完全にされた又は訂正された出願を庁が受領した日とする。

第 6 部 登録出願の審査手続

規則 600 一方的に行われる出願；抗議

商標登録出願は、出願人によって一方的に、相手方当事者が存在しないで行われる。商標登録についての庁における手続において、審査官は公衆の利益を代表し、また、出願人又は代理人若しくは権限を与えられた代理人は出願人自身の利益を代表する。審査経過中、情報が出願人によって自発的に伝達されない限り、当事者でない者の係属出願に関する陳述又は抗議は無視される。

規則 601 審査の順序；優先処理

出願は、出願日付与に係る要件が庁に対して完全に満たされた順番で、登録要件について審査される。通常、庁によって付与された出願番号の順番に従うものとし、出願番号の大きい出願が出願番号の小さい出願よりも早期に審査されることはないが、出願番号の大きい出願の出願日が出願番号の小さいもの出願日より早い場合はこの限りでない。

次に該当する商標出願は、宣誓に基づく請求があり、手数料を納付し、かつ、審査官の承認がある場合は、優先処理及び／又は優先審査を受けることが認められる。

- (a) 以前登録されていた商標であって登録人又は譲受人による再出願，
- (i) 登録維持要件を満たさなかった又は 3 年目の DAU/DNU の出願をしなかったために取り消された
- (ii) 更新可能期間が満了した
- (b) 以前出願した商標の出願人による再出願であって
- (i) 放棄し、もはや回復することができない
- (ii) 3 年目の DAU/DNU の出願をしなかったために拒絶された
- (c) 何れかの国、政府間機関又は国際機関の標章、名称若しくは略称又はロゴに係る登録出願
- (d) 短期間行われる又は定期的に行われるスポーツ競技について、当該スポーツ活動の開始前から親善の雰囲気若しくはイメージを高めるために商標登録が必要な場合の標章、名称、略称、ロゴに係る登録出願
- (e) 短期間行われる国内又は国外の貿易ミッション及び／又は博覧会で紹介され及び／又は参加している出願人の製品及びサービスの標章、名称、略称又はロゴに係る登録出願
- (f) 宗教活動、社会的若しくは慈善活動又は教育活動の標章、名称、略称又はロゴで、その活動の目的を達成するために早期登録が必要なものの登録出願
- (g) (サービスマークとしての)ドメイン名称の登録出願、及び
- (h) 情報通信技術 (ICT) において使用されている又は使用される商標、サービスマーク及び商号の登録出願

規則 602 審査官の管轄権

審査官は、すべての登録出願の審査及び異議申立の対象とする目的での IPO 公報への公告の許可について第 1 審管轄権を有する。その決定は、確定したときには、局長に対す

る申請及び不服申立の対象となる。出願人又はその代理人は、自己の係属中の出願から生じる問題については、その担当の審査官又はその上官にのみ提起するものとし、庁のその他の者に提起してはならない。

規則 603 出願の審査；審査官による処分

審査後に、何らかの理由により出願が登録可能ではないことが判明した場合は、出願人には、その理由が通知され、かつ、自己の出願を更に遂行する上で役立つ可能性がある情報及び参考事項が伝えられる。

すべての審査官は、最初の処分を通知する時点で存在する異論に関するすべての理由を含むことが必要とされる。断片化した処分は禁止される。

規則 604 権利の部分放棄

権利の部分放棄の基本的な目的は、複合商標の重要な要素が当該複合体から離れて排他的に割り当てられないことを記録することにある。以下の商標部分は、当該複合商標の一部を形成している場合には、登録を可能にするためにその部分を権利放棄しなければならない、すなわち

- (a) 普通名称、
- (b) 複合商標における説明的事項、
- (c) 慣習的用語、商標若しくは表示、又は
- (d) 商標、サービスマーク又は商号として機能しない事項。

このような権利の部分放棄は、その放棄事項について他の法律に基づいてその時点で存在するか又はその後生じる出願人の権利を害さず又はその権利に影響せず、また、権利の部分放棄された事項が出願人の商品、事業又はサービスについて識別性を有するに至る場合は、後日の別の出願の登録に係る出願人の権利を害さず又はその権利に影響することもない。

審査官は、商標の一部に権利の部分放棄をしなければならない登録不可能な事項が含まれていると判断した場合は、その結果を処分通知によって出願人に伝える。出願人が権利の部分放棄に対する審査官による要件を遵守しない場合には、審査官は、出願が最終処分の状態に置かれている場合には、その要件を確定的なものとしなければならない。

権利の部分放棄は、一部の分類又は一部の商品及び／若しくはサービスに関して認めることができる。

規則 605 審査官との面接；面接が許可されない場合

係属出願に関する審査官との面接は、出願人が提起することを望む質問を特定した書面による請求の時点で、許可されることができる。ただし、最初の処分通知の発行前に、面接が許可されていないことを条件とする。審査官は、面接を許可するか又は質問に対して書面で回答するかを二者択一的に行うことができる。面接が許可されるべきである場合、その面接は、庁の構内において、審査官が指定する通常の就業時間中に行われる。

規則 606 応答期間、出願人による行為

出願人は、審査官の処分に応答するために、その処分通知の郵送日から 2 月の猶予を与

えられる。当該応答は完全でなくてはならず、審査官によって提起されたすべての問題を対象とし、かつ、補正とともに又は補正を伴わずに行うことができる。応答期間は、出願人による書面による請求及び所定の手数料の納付により 2 月の追加期間延長することができる。如何なる場合も、応答期間の合計が、応答を要求する審査官の処分通知の郵送日から 4 月を超えてはならない。

規則 607 原本以外の通信

庁は、本規則及び公布される可能性のある後日の発令に従うことを条件として、ファクシミリ又は電子的手段による庁への通信を受理する。ファクシミリによる通信を行う場合は、署名の複製又は印章の複製であって、要求のあるときは、捺印する自然人の名称の文字表記も付したものを表示しなければならない。庁の機械によるファクシミリの受領後 24 時間以内に、審査官は、当該ファクシミリの受領日を確認する。当該通信の原本は、ファクシミリの受領日後 1 月以内に提出することを庁から要求される場合がある。庁が原本を要求する場合には、出願人は、通知の受領から 1 月以内に当該原本を提供しなければならない。原本の通信が当該要求されたにもかかわらず提出されない場合は、通信は取り下げられたものとみなされ、かつ、記録から抹消される。あらゆる場合において、当該書類が庁に受領された旨を証明する義務は、出願人側に存在する。

規則 608 再審査

出願人による応答後、出願は、審査官によって再審査又は再審理されるものとし、登録が再度拒絶され又は方式要件の遵守が要求されたが、確定したものとされていない場合は、出願人は、再度応答することができる。

規則 609 最終処分

審査官は、その後の再審査又は再審理に基づいて、登録の拒絶又は方式要件遵守の要求を言い渡すことができる。従って、出願人の救済方法は、局長へ不服申立をするか又は審査官による要求を遵守するかに制限される。

規則 610 放棄；不完全な応答

審査官の処分通知の郵送日から起算した所定の期間内に、出願人が応答しなかったか又は完全な応答を提出しなかった場合は、出願は、前記期間の末日の翌日付で放棄されたものとみなされる。出願者にはその旨通知される。

規則 611 放棄とされた出願の回復

放棄とされた出願は、その放棄の日から 3 月以内に、その遅延が不正行為を受けたこと、事故、錯誤又は免責可能な過失に基因するものであることについて審査官が納得するように明示され、かつ、所定の手数料が納付されたときには、係属しているものとして、回復することができる。ただし、同一の問題についてかつて一度回復されたことのある放棄とされた出願は、回復することができない。

放棄とされた出願の回復を求める請求には、完全な応答の提出が遅延した理由の陳述及び提起された応答を、当該応答が以前に提出されていない場合に限り、添付しなければならない

らない。所定の期間内に回復されなかった出願は、3月の回復期間の満了時に、放棄が決定的なものになったとみなされる。出願人又は権限を与えられた代理人には、その旨が通知される。

規則 612 4月よりも短い期間；延長請求を行う時期

出願人は、4月より短い期間が必要又は便宜であるとみなされる場合は、審査官の処分通知の郵送日から1月以上4月未満の一定期間内に、出願を遂行するよう求められることがある。出願人は、4月未満の期間内に応答を求める旨が書面によって通知されない限り、4月の最長期間(延長も含む)が認められる。

4月未満の期間が指定された場合において、応答期間は、正当かつ十分な理由があるときに限り、合理的な指定期間をもって延長される。当該延長請求は、出願人の応答期日以前に行わなければならない。何れの場合も、処分に対する応答を提出する最長期間は、処分の郵送日から4月を超えない。

規則 613 審査官による処分の停止

審査官による処分は、正当かつ十分な理由による出願人の書面による請求に基づき、所定の手数料を納付することを条件として、合理的な指定期間にわたり、停止することができる。審査官は、1回のみ停止を認めることができ、更なる停止は、局長の承認を得ることを条件とする。出願人による応答がされることを待っている審査官の処分は、停止の対象とはならない。

規則 614 優先権主張を伴う出願の許可

外国出願に基づく優先権主張を伴う出願における唯一の問題が当該外国出願の登録である場合には、審査官は、その出願を許可する。

審査官は、商標が、その商標に係る出願を提出した外国知的所有権局のオンライン商標データベースから登録されたものであるか否かについて確かめる。外国出願が登録されている場合には、許可された商標は、所定の手数料の納付時に、異議申立のために公告される。

外国出願が許可時点で登録されていない場合又は外国知的所有権局がオンライン商標データベースを有していない場合には、審査官は、許可及び繰延の通知により、出願人に対して、当該通知の郵送日から6月以内に、外国登録の写真複写を提出することを要求する。出願人の請求時であって、かつ、所定の手数料の納付を条件として、外国登録の複写を提出するための期間は、6月の最初の期間の満了から起算して1年の期間を延長することができる。出願人が延長を請求しない又は延長期間内に外国登録の複写を提出することが不可能な場合には、優先権の主張は、放棄したものとみなされる。その後、出願は、所定の手数料の納付時点で、異議申立のために公告されることになる。

規則 615 明示の放棄

出願は、出願人本人又は権限を与えられた代理人若しくは代理人が署名した放棄宣言書を庁に提出し、かつ、所定の手数料を納付することにより、明示的に放棄することができる。

規則 616 出願の補正

出願は、方式違反を補正するため、審査官からの異論に対処するため又は審査の過程で生じるその他の理由のために、補正することができる。

規則 617 商標又は商品及び／若しくはサービスの補正

商標の審査中に請求された 1 又は複数の補正は、保証される場合に限り許可することができるが、当該商標又は当該商標の内容が実質的に変更される場合には、許可することができない。

当初に提出されたものに関連し、かつ、同一の分類に属する商品及び／又はサービスの追加による補正は、許可することができる。削除による補正も、同様に許可することができる。

規則 618 補正の方法

あらゆる補正において、削除又は挿入する正確な語を明記しなければならず、削除又は挿入をする正確な場所を表示しなければならない。

規則 619 出願人が庁の文書又は記録に手を加えることの禁止

出願人又はその代理人は、庁の文書又は記録について、削除、追加、挿入又は毀損をしてはならない。

第7部 公告、許可及び登録証の発行

規則 700 IPO 電子公報における公告；審査官の管轄権の終了

登録出願は、登録証の発行前に、異議申立手続の対象となる。したがって、登録出願の審査又は再審査後に、商標が登録可能であると担当審査官がみなした場合には、当該商標は、異議申立のために、IPO 電子公報に公告される。出願人には、その旨通知される。出願人は、当該通知の郵送日から2月以内に、IPO 電子公報における出願の公告に相当する手数料を納付するものとする、さもなければ、当該出願は、放棄したと宣言する。ただし、放棄とされた出願は、本規則に定められている要件に従うことを条件として、回復することができる。

審査官の出願に係る管轄権は、局長が異議申立のために商標を公告するように命じた後に終了する。

規則 701 審査官は許可された出願を自己の管轄に差し戻すように請求することができる。

出願が許可された後又は許可された出願の公告から1月以内に、ただし登録前に、審査官は、商標の登録に対して新たに発見した異論を理由とした同審査官による書面による請求により、かつ、局長による承認により、出願に対して管轄権を再び行使することができる。

出願が差し戻された後、審査官によって勧告された補正が存在すれば、その補正は、局長が承認することができ、かつ、許可を撤回することなく行うことができる。審査官は、新たに発見した1又は複数の異論を基礎とする後日の処分を、同様にして行うことができる。

規則 702 異議申立のための公告；公告前に秘密な出願

局は、本規則に規定するとおり、すべての商標及び商号の異議申立のための公告に関するすべての事項を担当する。

係属出願のファイルの閲覧は、商標、商号又はその他の所有権の表示が異議申立のために公告される前は、出願人の書面による許可なしでは、何人にも認められない。ただし、出願人の名称及び住所、存在する場合には代理人若しくは権限を与えられた代理人の名称及び住所、商標、商標の説明、商号又はその他の所有権、出願に掲載されている商品及び／又はサービス並びに対応する1又は複数の分類番号、出願の出願番号及び出願日に係る情報は、庁のウェブサイト上で利用に供される。

規則 703 出願の許可及び登録証の発行

異議申立のための公告後30日以内に異議申立が提出されない場合は、商標は、異議申立期間の満了に後続する次の暦日に登録されたものとみなされる。異議申立を提出するための期間の延長に係る申請が法務局によって許可される場合は、商標は、延長期間の満了の翌日に登録されたものとみなされる。

異議申立が提出されたときには、商標は、出願に対して追って付与する決定又は最終的な命令が確定的で、かつ、執行力のあるものとなる日に登録されたものとみなされる。

登録証の発行に係る手数料が納付されていない場合には、審査官は、その旨の通知を出願人に送付する。出願人は、当該通知の郵送日から2月以内に、登録証の発行に相当する手数料を納付しなければならない。さもなければ、出願は放棄されたと宣言される。ただし、放棄とされた出願は、本規則に定められている要件に従うことを条件として、回復することができる。

登録証の発行は、IPO 電子公報に公告され、かつ、本庁の記録に記入される。

第 8 部 登録の効果及び通知

規則 800 与えられる権利

登録商標の所有者は、その同意を得ていないすべての第三者によって当該登録商標と同一又は類似の商標又は容器が当該登録商品の係わる商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて業として使用されることにより混同が生じる虞がある場合は、その使用を防止する排他的権利を有する。同一の商品又はサービスについて同一の商標を使用する場合は、混同が生じる虞があると推定される。

フィリピンで登録されている周知標章の所有者の排他的権利は、当該商標が登録された商品及びサービスとは類似していない商品及びサービスにも及ぶ。ただし、当該商品又はサービスについての当該商標の使用が、当該商品又はサービスと当該登録商標の所有者との間の関連性を示し、かつ、当該登録商標の所有者の利益が当該使用により害される虞がある場合に限る。

規則 801 存続期間

登録は、10 年間効力を有し、10 年の期間を更新可能である。ただし、本規則に基づいて定められている必須の DAU が提出されている場合に限る。

規則 802 登録証

商標の登録証は、登録の有効性、当該商標についての登録人の所有権並びに登録証に特定された商品又はサービスに関する当該商標及び商品又はサービスに関係するものを使用する登録人の排他的権利に係る一応の証拠となる。この適用上、デジタル式に署名された登録証は、伝統的に署名された登録証と同一の法的効力を有する。

商標、商号又はその他の所有権の表示が登録された後、該当案件に関するすべての書類は、公衆の閲覧に供され、かつ、書面による請求及び所定の手数料の納付の時点で、それらの複写が提供される。

規則 803 登録証の内容

商標の登録証は、以下を含む。

- (a) 商標の複製、
- (b) 登録番号、
- (c) 登録所有者の名称、
- (d) 登録所有者の宛先、また、登録所有者の宛先がフィリピン国外である場合は、フィリピン内の送達宛先、
- (e) 出願日、
- (f) 登録日、
- (g) 優先権が主張されている場合は、その事実並びに優先権主張の基礎となっている出願の番号、出願日及び国／庁の表示、
- (h) 対応する 1 又は複数の分類の表示を伴う、付与された登録に係る商品及び／又はサービスの一覧、及び
- (i) 権利の部分放棄、請求されている 1 又は複数の色彩、存在する場合は商標の説明、存

在する場合は商標の翻訳／翻字及び本規則が随時規定することができるその他のデータ。登録証又は登録更新証は、実行可能な限りの範囲で、本規則に規定されている DAU の提出のための期間に係る情報を含んでいる。

第9部 商標の使用

規則 900 異なる形状での商標の使用

登録された形状とは異なってもその識別上の特性を変更しない形状での商標の使用は、商標の取消又は登録簿からの抹消の理由とはならず、かつ、当該商標に与えられる保護を減じない。

規則 901 登録に係る類に属する商品についての商標の使用

商標が登録された類に属する1以上の商品又はサービスに関連して商標を使用した場合は、当該商標は、その類の他のすべての商品又はサービスについても、取消又は登録簿からの抹消を免れる。

規則 902 関連会社による商標の使用

登録人又は出願人に関連のある会社による商標の使用は、当該登録人又は出願人のために法律上の効力を生じるものとし、当該使用は、当該商標又はその登録の有効性に影響しないが、当該商標が公衆を誤認させるような方法で使用されないことを条件とする。ある者による商標の使用が当該商品又はサービスの内容及び質に関して登録人又は出願人により管理されている場合は、その使用は、当該登録人又は出願人のために法律上の効力が生じる。

規則 903 商標を使用する目的以外の目的での第三者による表示の使用

商標の登録は、登録所有者に対して、第三者が善意でその名称、宛先、変名、地理的名称又はその商品若しくはサービスの種類、品質、数量、仕向地、価格、原産地若しくは製造若しくは提供の時期に関する正確な表示を使用することを妨げる権利を与えるものではない。ただし、その使用が単なる識別又は情報の目的に限られ、かつ、当該商品又はサービスの出所について公衆を混同させることがないことを条件とする。

第 10 部 登録人又は記録上の譲受人による自発的な権利放棄又は取消，補正，権利の部分放棄，誤りの訂正

規則 1000 審査官の管轄権

審査官は，登録の自発的権利放棄，自発的取消，自発的補正及び自発的権利の部分放棄に関するすべての事項について第 1 審管轄権を有するものとし，その決定は，確定したときには，登録出願に関する審査官の最終決定に対して局長に不服申立をするのと同ーの方法で局長に不服申立をすることができる対象となる。当該すべての事項においては，登録人又は譲受人若しくはその代理人は，当該審査官のみと又は当該審査官を補佐するために局長が指名するその他の上級職員及び一般職員と対応する。

規則 1001 登録人の申請による取消

庁は，登録人又は登録人の権限を与えられた代理人若しくは代理人による申請時に，取消のために登録の権利放棄をすることを認めることができ，また，取消の時点で，庁の記録に適切な記入をする。登録の取消申請は，宣誓に基づく。

規則 1002 登録の補正又は権利の部分放棄

庁は，登録人又は登録人の権限を与えられた代理人若しくは代理人による請求及び所定の手数料の納付時に，正当な理由があったときは，登録の補正又は権利の部分放棄を許可することができる。ただし，当該補正又は権利の部分放棄が，商標の特性を実質的に変更しないことを条件とする。庁の記録に適切な記入が行われ，かつ，登録人による請求及び所定の手数料の納付時に，代替の登録証を発行することができる。代替の登録証は，その登録証が代替のものである旨を明示的に記述し，かつ，なされた補正又は権利の部分放棄を反映する。

規則 1003 庁によりなされた誤りの訂正

庁の過失により登録に重大な誤りが生じたことが庁の記録により明らかであるときは何時でも，新たな登録証を，本規則に従って，無料で発行することができる。その登録は，無料で公告されることになる。

規則 1004 出願人によりなされた誤りの訂正

登録に誤りがあり，その誤りが出願人の過失により善意で生じたものであるときは何時でも，庁は，所定の手数料の納付があったときに，登録証を発行することができる。ただし，当該訂正が商標の再公告を必要とする登録の変更を伴わないものであることを条件とする。出願における誤りの場合では，その訂正は，所定の手数料の納付時に，適切に記入される。

訂正の申請は，宣誓に基づくものとし，訂正を求める誤り及びその誤りが生じた態様を特定し，かつ，当該誤りが善意で生じたことを陳述しなければならない。

規則 1005 権利放棄，取消，補正，登録簿からの削除，権利の部分放棄及び訂正は公告される

権利放棄，取消，登録簿からの削除，補正，権利の部分放棄及び訂正の通知は，IPO 公報に公告する。補正，権利の部分放棄及び訂正の公告の費用は，訂正の通知が庁の誤りに係る場合を除き，登録人又は記録上の譲受人が負担する。

第 11 部 登録の譲渡の記録；ライセンスを含む登録商標に係わる権利に影響するその他の制度；登録の分割

規則 1100 出願及び登録の譲渡及び移転

商標の登録出願又はその登録は、当該商標を使用する事業の移転を伴うか否かを問わず、譲渡又は移転することができる。

ただし、当該譲渡又は移転は、これにより特に当該商標が用いられる商品又はサービスの種類、出所、製造方法、特性又は用途について公衆を混同させる虞がある場合は、無効とする。

規則 1101 譲渡又は移転の様式

商標の登録出願又はその登録の譲渡は、公証を受けなければならない。出願人、登録人の署名又はその後の譲渡の場合は記録上の譲受人の署名を必要とする。合併その他の形式の承継による移転は、合併証書又は当該移転を裏付ける書類により証明することができる。

規則 1102 譲渡又は移転の記録

譲渡及び移転は、庁において記録されるまでは、第三者に対して効力を有さない。登録及び登録出願の譲渡及び移転は、所定の手数料の納付があったときに記録される。

規則 1103 原本で提出されるべき、譲渡書、登録に影響するその他の証書又はライセンス及び翻訳文

譲渡書、その他の証書又はライセンス及びその翻訳文の原本は、必要な場合は、庁へ提出することが要求され、かつ、庁によって保持される。その記録に係る通知は、証書を提出する当事者宛に適切に発せられる。

規則 1104 書類の記録日

譲渡書、ライセンス又はその他の書類の記録日は、所定の手数料の納付とともに、これらの証書を適切な様式により受領した日とする。

規則 1105 新しい登録証を譲受人に発行しなければならない

記録上の譲受人の書面による請求及び所定の手数料の納付があったときは、登録の残存期間についての新しい登録証を譲受人に発行しなければならない。

規則 1106 庁での手続において記録上の譲受人が行為することができる

登録人又は出願人が庁での手続においてすることができる行為又はしなければならない行為は、当該譲渡が記録されていることを条件として、元の所有者、登録人、出願人又は先の譲受人を排除して、譲受人がすることができる。ただし、その譲渡が記録されていない限り、如何なる譲受人も、出願又は登録に係る行為をすることは認められない。

規則 1107 記録に先立つ商標ライセンス契約の許可

商標ライセンス契約については、庁の資料・情報・技術移転局(DITTB)に許可を申請するものとし、また、当該契約は、禁止条項を違反せず、かつ、IP法の第87条及び第88条それぞれに基づく義務規定を含んでいる旨について、DITTB局長による証明がある場合のみ、記録される。

規則 1108 登録の分割又は併合

登録商標の所有者は、登録証の有効期間中は何時でも、所定の手数料の納付時に、書面により、かつ、宣誓の下で、登録を分割することを請求することができる。請求には、以下を記述しなければならない。

- (a) 記録上の所有者及び記録上の権限を与えられた代理人又は代理人の名称及び宛先、
 - (b) 商標、
 - (c) 分割すべき登録証の発行番号及び発行日、
 - (d) 登録を分割すべき商品及び／又はサービスであって、ニース分類表に従う当該商品及び／又はサービスの分類番号を特定しているもの、
- 庁は、分割が商標の再公告を必要とするような登録の変更を伴わず、かつ、1の類を更に分割するものでないことを条件として、登録の分割請求を認めることができる。
- 本条規則に基づく登録の分割から生じる分割された登録は、宣誓に基づく書面による請求及び所定の手数料の納付の時点で、併合することができる。

規則 1109 原登録証の取消及び登録移転証の発行

登録分割請求が承認され、かつ、所定の手数料が納付されたときは、局長は、原登録証を取り消し、原登録証の残存期間にわたる新しい登録証を発行するよう命じる。

規則 1110 登録移転証の内容

登録移転証には、以下を含める。

- (a) 商標の複製、
- (b) 移転証の登録番号、
- (c) 登録所有者の名称、
- (d) 登録所有者の宛先、登録所有者の宛先がフィリピン国外である場合は、フィリピン内の送達宛先、
- (e) 登録移転証の所有者が原登録証の登録所有者と別人である場合は、原登録証の登録所有者の名称、
- (f) 原登録の分割請求日、
- (g) 登録移転証の発行日、
- (h) 原登録の出願日及び登録日、
- (i) 優先権が主張されている場合は、その事実の表示並びに優先権主張の基礎となっている出願の出願番号、出願日及び出願先の国／庁、
- (j) 対応する1又は複数の分類の表示を伴う、登録移転証の対象である商品又はサービスの一覧、及び
- (k) 本規則が随時規定する、原登録証に含まれるその他のデータ及びその他の情報

第 12 部 登録の更新

規則 1200 更新請求

登録は、期間の満了時に、所定の手数料の納付を伴って請求を提出したときに、10 年の期間について更新することができる。請求は、以下の表示及び／又は裏付け書類を含まなければならない。

- (a) 更新を求める旨の表示,
 - (b) 登録人又はその権利承継人(以下「権利所有者」と呼称する)の名称, 宛先及びその他の通信に係る詳細,
 - (c) 登録番号,
 - (b) 更新対象の登録に係る出願の出願日,
 - (c) 権利所有者が権限を与えられた代理人又は代理人を有する場合は、当該権限を与えられた代理人又は代理人の名称及び宛先,
 - (d) 更新請求の対象である記録された商品又はサービスであって、ニース分類表の分類に従って群にまとめられたもの, 及び
 - (e) 権利所有者又はその権利所有者の権限を与えられた代理人又は代理人による署名。
- 商標の実質的な変更の場合には、新たな出願が提出されなければならない。

規則 1201 更新請求の提出時期

更新請求は、登録が発行又は更新された期間の満了前 6 月以内の何時でも、行うことができ又は当該満了後 6 月以内に、所定の追加手数料又は加算料を納付することを条件として、提出することができる。

規則 1202 審査官の管轄権

審査官は、更新登録申請について第一審管轄権を有し、その決定は、確定的となったときには、本規則で定める条件に基づいて、局長への不服申立の対象となる。審査官は、更新の拒絶に係る確定的な決定及びその理由について、登録人に通知する。

規則 1203 記録上の非居住代理人による更新

更新登録請求の対象である商標の登録人、譲受人又はその他の所有者がフィリピンに住所を有していない場合において、その代理人でない又は記録上の居住代理人でない者が更新請求をしているときは、請求する者を代理人として指名する委任状を提出しなければならない。かつ、当該委任状については、所定の手数料を納付し、庁が更新請求について処分する前に記録を受けなければならない。

規則 1204 引き渡されるべき共和国法律第 166 号法に基づいて発行された登録証

共和国法律第 166 号に基づいて付与された登録証は、当該登録証の公式複写が庁のファイルに存在しない場合には、更新時に、庁に引き渡さなければならない。

更新申請人は、請求により、共和国法律第 166 号に基づいて付与された登録証を引き渡した後に、適切な手数料を納付した時点で、その認証謄本を入手することができる。

規則 1205 更新登録の拒絶；局長への不服申立

審査官は、正当な理由があったときは、更新請求を拒絶することができる。その拒絶の後、応答して更新請求を是正し若しくは補正するか又はその拒絶が確定した場合は、局長に不服申立をすることができる。

規則 1206 登録更新証

庁は、更新証を、その発行のための所定の手数料を納付した時点で、発行する。更新証の発行は、IPO 電子公報に公告され、かつ、本庁の記録に記入される。

登録更新証は、以下を含む。

- (a) 登録番号、
- (b) 更新対象の商標、
- (c) 原登録及び更新登録の日付、
- (d) 更新登録の存続期間、
- (e) 登録の更新を承認する局長の命令に含まれる制限も含めて、本規則に規定する登録証に含まれることを必要とされるすべてのデータ。

第 13 部 申請及び不服申立

規則 1300 審査官の職務の内容

出願において及び審査官が調査した参考資料において明らかにされた事実並びに適用法（制定法及び判例法）に基づき登録出願又はその更新を許可すべきか又は拒絶すべきかを決定する職務は、準司法的な職務であり、司法裁量権の行使を伴う。

従って、当該職務に関しては、局長は、審査官に対して直接的な管理及び監督を行うことができず、登録の付与及びその他の処分についての審査官による勧告を通じて、また、審査官による不利な決定に対する申請又は不服申立に基づく検討を通じて統括的な監督のみを行うことができる。

規則 1301 不服申立の非対象事項に関する審査官の処分適切性を問う局長への申請

審査官により行われた処分又は要求であって、不服申立の対象とならず、また、その他適切な事情におけるものについては、局長に申請することができる。当該申請及び提出することができるその他の申請は、関係する事実及び検討されるべき点に関する陳述を含まなければならない。これらを裏付ける準備書面又は覚書がある場合は、申請書に添付するか又は記載しなければならない。局長は、審査官に対し、申請において主張されている事項に関する決定について理由を記載した陳述書を提出するよう指示することができる。審査官が陳述書の提出を指示された時は、その写しを申請人に提供する。申請書の単なる提出は、不服申立の対象である審査官の処分の郵送日から起算して最長 4 月である審査官の処分への応答期間の経過を停止させることはなく、また、他の手続を停止させることもない。

規則 1302 局長への不服申立

商標又は所有権に係るその他の商標の何れの登録出願人も、審査官の登録付与の最終拒絶について、局長に不服申立をすることができる。また、本規則が審査官に第 1 審管轄権を与える事項における審査官による不利な処分についても、局長に不服申立をすることができる。審査官による同一の理由に基づく 2 回目の不利な決定については、出願人、申請人又は登録人は、不服申立の適用上、これを最終的なものとみなすことができる。

規則 1303 不服申立をされない審査官の最終決定の効果

所定期間内に局長へ不服申立がされなかった審査官の最終決定又は不服申立がされてもそれが受領されないものは、事実上確定的なものとみなされ、同一の主題に関するその後の処分について既判力を有する。

出願人が、混同が生じる程に類似する商標の処分を例とする実体的事項について応答しなかったために出願が放棄されたものとみなされる場合に、その出願が放棄されたことを宣言する命令は、これが確定したものであるときは、同様に既判力を有する。

規則 1304 申請又は不服申立の期間及び方法

申請又は不服申立は、不服申立の対象である処分の郵送日から 2 月以内に、場合に応じて、申請又は不服申立書を提出し、また、所定の手数料を納付することにより行わなければ

ばならない。その申請又は不服申立は、当該申請又は不服申立を行う理由を特定しなければならず、かつ、申請人、不服申立人又はその記録上の代理人によって署名されなければならない。申請又は不服申立を提出するための期間は、書面による請求及び所定の手数料の納付により、2月の期間延長することができる。ただし、如何なる場合でも、不服申立の対象である処分の日から4月を超えない。

規則 1305 不服申立人の準備書面が必要

不服申立の場合は、不服申立人は、不服申立の日から延長の認められない2月以内に、その不服申立を維持するための論拠及び主張の準備書面を提出しなければならない。認められた期間内に不服申立人が準備書面を提出しないときは、不服申立は却下される。

規則 1306 審査官の答弁

審査官は、局長によって要求される場合には、不服申立人の趣意書に対する答弁において、その答弁を提出するために、局長の命令から2月以内に、書面による陳述を提示しなければならない。不服申立人には、当該答弁書の写しが提供される。

規則 1307 不服申立人の応答

不服申立の場合は、不服申立人は、審査官の答弁書の写しを受領した日から1月以内に、その答弁書で提起された新たな事項のみについての応答準備書面を提出することができる。

規則 1308 長官への不服申立

局長の決定又は命令は、不服申立人がその写しを受領した後30日で、確定的で、かつ、執行力のあるものとなる。ただし、当該期間内に再審理申立が局長に提出された場合又は長官への不服申立が、不服申立に関するIPOPPL規則に基づき成し遂げられている場合は、この限りではない。局長の決定又は命令についての再審理申立は、1回のみ認められる。ただし、再審理申立は、長官に対する不服申立を提出するうえで、必要とはされない。

第 14 部 その他

規則 1400 IP 法の施行日に係属中の出願

1998 年 1 月 1 日の IP 法の施行日に係属中の出願(本条において「係属出願」という)には、次の規則を適用する。

(a) 係属出願の出願日－係属出願は、その優先日又は特許・商標・技術移転局への原出願日を維持する。

(b) 抵触－改正された共和国法律第 166 号、改正された施行規則及び規則に基づいて抵触を宣言することが可能であった出願の 1 が IP 法に基づいて補正され、かつ、遂行される一方で他の出願がそのようにされないために、同様の宣言をすることができなくなった場合は、登録要件のすべてを最初に満たした出願が認められ、本規則に基づいて IPO 公報に異議申立の対象として公告される。その他の出願人は、出願人及び／又は異議申立人の何れが商標登録の権利を有するか否か及び商標の登録要件を含む他のすべての問題について決定するために、申立手数料の納付を要することなく、異議申立をする権利を有する。

規則 1401 登録の存続期間

1997 年 12 月 31 日以前に付与され、かつ、1998 年 1 月 1 日の IP 法の施行日に係属中であった登録は、本規則に規定する維持に関する同一の条件の対象であり、かつ、20 年の存続期間を有する。20 年の期間を有する登録のための DAU 要求は、商標の登録日の第 5 周年日、第 10 周年日及び第 15 周年日から 1 年以内に提出されなければならない。

規則 1402 共和国法律第 166 号に基づいて付与された登録の更新の存続期間

共和国法律第 166 号に基づいて登録された商標は、登録更新について本規則により規定された期間及び方法の範囲内において、有効で、かつ、効力を維持し、また、更新される。更新は、10 年の存続期間とされる。1998 年 1 月 1 日に存在していた共和国法律第 166 号に基づく補助登録簿に登録された商号及び商標は、有効に留まるが、もはや更新の対象ではない。

規則 1403 1998 年 1 月 1 日に存続していた登録

共和国法律第 166 号に基づく補助登録簿上の商号若しくは商標の登録又はその延長であって、1998 年 1 月 1 日の IP 法の施行時に存続していたものは、これが付与された期間全体にわたって効力を維持する。ただし、当該登録は、もはや更新の対象ではない。

規則 1404 廃止条項

本規則と一致しない規則、命令、回状及び覚書又はそれらの部分を適切に廃止し又は改正する。

規則 1405 可分性

本規則の何れかの規定又は当該規定のある状況への適用が無効とされた場合であっても、本規則の他の規定は、これによって影響を受けない。

規則 1406 施行

本規則は、一般紙における公示後、2017年8月1日に施行する。フィリピン大学のUP法律センターにおける国家行政登録簿事務所には、公示後1週間以内に、当該一般紙公示の3部の写しが提供される。